

## 名古屋市建築協定連絡協議会規約

(目的)

第1条 名古屋市建築協定連絡協議会(以下「本会」という。)は、名古屋市長が認可した建築協定(以下「建築協定」という。)区域内の土地の所有者等が建築協定に係る事項を処理するために組織する協定運営委員会(以下「運営委員会」という。)により組織し、名古屋市との協議・協力のもとに自主的な運営を行い、情報交換・普及啓発を行うことで、建築協定制度の有効な活用を図り、良好な環境を維持増進することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、各建築協定の運営委員会とする。ただし、総会における定足数及び議決数は各運営委員会で1票とする。

(役員)

第3条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選出)

第4条 役員(顧問を除く。)は、会員の中から総会において、互選により選出する。

2 会長は、役員の中から互選により選出する。副会長・幹事・会計・監査は、会長が委嘱する。

3 顧問は名古屋市住宅都市局建築指導部長及び元役員から会長が委嘱することができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理し、会長が欠けたときは代行する。

3 幹事は、本会の運営に必要な活動を行う。

4 会計は、本会の経理に関する業務を処理する。

5 監査は、会計報告の監査に関する業務を処理する。

6 顧問は、本会の運営に関する助言を行うことができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課に設ける。

(総会)

第8条 総会は、会長が年1回召集する。ただし、会長が必要と認めた場合には臨時に召集することができる。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、建築協定制度の啓発及び建築協定の運営に関することを検討協議し、議決することができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

5 総会の議決は、出席会員の過半数により決定する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し本会の会務を執行する。ただし、軽微なものについては会長が処理し、これを役員会に報告する。

附 則

この規約は、平成8年7月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月24日から施行する。